

みずしげんきこうとね どうすいそうごうじぎょうしょ
行田市と水資源機構利根導水総合事業所

「災害時等における災害対策用機材等の相互融通等に関する協定」

を締結しました

この協定は、災害発生時に、独立行政法人水資源機構が保有する排水ポンプ車や可搬式浄水装置などの災害対策用機材と、行田市が保有するガソリンや軽油などの燃料、発動発電機、投光器や仮設トイレなどの災害対策用機材を相互に融通することで、被害の拡大防止、被災施設の早期復旧等の災害対策を、より迅速かつ円滑に進める体制を整備するもので、これにより相互の応急復旧体制が図られます。

